

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

相続されるかされないか（問題編）～権利関係「以外」

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	宅地建物取引業の免許を受けている個人Aが死亡した場合、相続人にAの免許は承継されないが、相続人は、Aが生前に締結した契約に基づく取引を結了するための業務を行うことができるので、当該業務が終了した後に廃業届を提出すればよい。		H22-28-1	
2	都市計画法第29条の開発許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、都道府県知事の承認を受けて、被承継人が有していた開発許可に基づく地位を承継することができる。		H11-19-3	
3	農地を相続した場合、その相続人は、農地法第3条第1項の許可を受ける必要はないが、遅滞なく、農業委員会にその旨を届け出なければならない。		H22-22-1	
4	市街化区域を除く都市計画区域内において、Aが所有する7,000㎡の土地をBが相続により取得した場合、Bは国土利用計画法第23条の事後届出を行う必要がある。		R05-22-2	
5	相続による不動産の取得については、不動産取得税は課されない。		H30-24-3	
6	住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置は、住宅用家屋を相続により取得した場合に受ける所有権の移転登記についても適用される。		R02s-23-2	

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

相続されるかされないか（問題&解説編）～権利関係「以外」

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	宅地建物取引業の免許を受けている個人Aが死亡した場合、相続人にAの免許は承継されないが、相続人は、Aが生前に締結した契約に基づく取引を結了するための業務を行うことができるので、当該業務が終了した後に廃業届を提出すればよい。		H22-28-1	×
2	都市計画法第29条の開発許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、都道府県知事の承認を受けて、被承継人が有していた開発許可に基づく地位を承継することができる。		H11-19-3	×
3	農地を相続した場合、その相続人は、農地法第3条第1項の許可を受ける必要はないが、遅滞なく、農業委員会にその旨を届け出なければならない。		H22-22-1	○
4	市街化区域を除く都市計画区域内において、Aが所有する7,000㎡の土地をBが相続により取得した場合、Bは国土利用計画法第23条の事後届出を行う必要がある。		R05-22-2	×
5	相続による不動産の取得については、不動産取得税は課されない。		H30-24-3	○
6	住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置は、住宅用家屋を相続により取得した場合に受ける所有権の移転登記についても適用される。		R02s-23-2	×